

平成 2 7 年 度

消 防 本 部  
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

## 1 監査の対象

消防本部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

## 2 監査基準日・監査の範囲

平成27年9月30日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

平成27年11月10日 午前10時30分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、消防本部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

1 「平成26年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

なし

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

5-② 「委託契約（工事関連委託）（予定）調書」

6 「負担金補助金及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「工事請負実施（予定）調書」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

17-1 「手数料等集計表」

17-2 「徴収の流れ」

※ 「交際費支出状況調書」

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

平成27年9月30日現在における消防本部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。収納事務については、検査の結果適切に処理されていることを確認するとともに、支出伝票関係についても適正に処理されていた。

### (2) 事務・事業の執行状況

消防本部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

## 7 指摘・要望事項

消防本部	事務 事業	①これからの社会において、女性消防職員の役割は大きいものがある。今まで以上に女性職員募集について、広報誌やメディア等を使い幅広く周知を願いたい。 ②火災警報器の設置は、平成23年から完全に義務付けられている。県の平均より低いことから引き続き啓発活動に取り組んでいただきたい。
------	----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について 平成26年度定期監査において指摘された事項はなかった。

## 9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。